

日本工営株式会社

2019年4月10日

### 東京都内における自動運転技術等を活用したビジネスモデル構築に関する プロジェクトを公募します

自動運転技術は、我が国の成長戦略として大きな意義を有するとともに、地域間の回遊性向上や交通制約者の移動支援、深刻化するドライバー不足への対応など、多くの社会的課題を解決できる可能性を持っています。東京都は自動運転技術の実用化を一層加速させるため、2018年度より、自動運転技術とそれ以外の先進的な ICT 技術等を組み合わせたビジネスモデルプロジェクトの支援を実施しています。

この度、日本工営株式会社（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：有元龍一 以下「日本工営」）は、輸送ニーズの高い東京の地域特性を活かし、自動運転事業者や、バス・タクシー等の交通事業者、物流事業者などによる世界に先駆けた自動運転システムの事業化を目的とした「平成 31 年度自動運転技術を活用したビジネスモデルの構築に関する業務委託」を東京都から受託し、2019 年度中に実施する自動運転技術等を活用した実証実験の支援や事業化に向けた検証等の事業プロモーターを、昨年度に続き務めることとなりました。

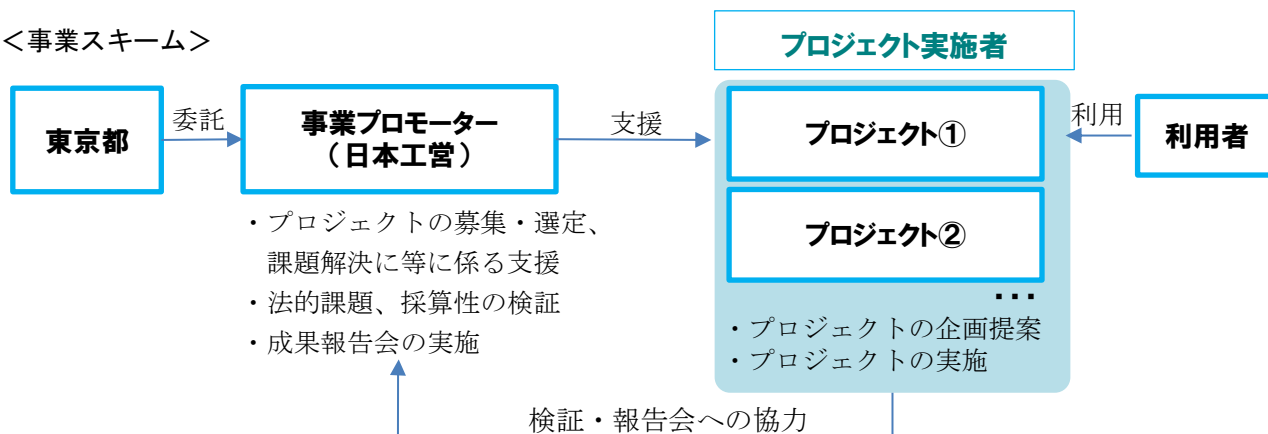
本事業において、より幅広い分野における自動運転技術の実用化を促すため、「モビリティのサービス化（Mobility as a Service。以下「MaaS」）」などの新たな潮流を取り入れたビジネスモデルの検討に寄与するプロジェクトを公募します。

本プロジェクトでは、自動運転サービスの事業化に向けた課題抽出、採算性やニーズの分析により、バス、タクシー等の事業者や区市町村等に対し、地域の実ニーズや課題に対応した新たな移動サービスのあり方や事業性の検討に寄与することを目的とします。

#### 1. 概要

事業プロモーター（日本工営）が、自動運転技術とそれ以外の先進的な ICT 技術等を組み合わせ、MaaS、コネクティッド、シェアリング等の検討に資するビジネスモデルプロジェクトを募集し、優れた取り組みを選定（2 件程度）して、プロジェクトの実施に係る支援を行うとともに、実証を通じて得られた結果をもとに法的課題や採算性等を検証します。

#### <事業スキーム>



## 2. 実証実験の実施期間、プロジェクト支援費、募集対象等

実証実験の実施期間	合計 2 週間～4 週間程度（2 週間×2 も可） 2019 年 12 月までに実施
プロジェクト支援費	総額 4,000 万円（税込）（プロジェクト内容により配分）
募集対象	東京都内において、将来の事業化を目指した自動運転サービスの実証

### 【プロジェクトのテーマ例】

テーマ		プロジェクトの意義
地域公共交通	都市部の自動運転シェアリングサービス	自動車の削減、都市内移動の活発化、都心部の短距離移動の効率化、バリアフリー
	郊外部の住宅団地等での交通	地域公共交通の維持、公共交通空白地域の解消、外出支援
	地域での自動運転タクシーサービス	地域内移動の活発化、旅客運送業界の人手不足の解消
	駅端末交通の提供（既存バス路線の高度化や置換え）	自動車の削減、移動コストの削減、外出支援
	夜間の公共交通	夜間の交流人口の拡大
	高齢者輸送サービス（自家用有償運送事業）	公共交通空白地域の解消、移動の活発化
観光	観光施設、イベント会場、スポーツ施設等への来訪者の輸送サービス	交流人口の拡大、短距離移動の効率化、賑わいの創出
	クーポン等と組み合わせた観光周遊サービス	交流人口の拡大、賑わいの創出、観光消費の誘発
物流	宅配事業のラストワンマイル輸送	E コマースの更なる発達、買い物難民の解消
	運送事業者の拠点間輸送（都市部）	物流の担い手不足の解消、物流に係るコスト縮減

## 3. 応募要件

以下の要件を全て満たすことを応募要件とします。（複数の事業者等が共同で応募する場合はいずれかの事業者等が以下の要件を満たしていることとします）。

- 2019 年 12 月までに自動運転技術を有する車両<sup>\*</sup>の調達・手配が可能で、テストフィールドや公道等で走行実績を有する事業者等であること。
- MaaS、コネクティッド、シェアリング等のモビリティサービスの検討や、社会課題の解決に資するプロジェクトであること。
- 自動運転技術のみならず、ICT 技術等の技術によるサービスが実施できる事業者等であること。
- 東京都からの指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- 国や他自治体からの委託や助成等を受けていない事業であること。
- 実証実験事務局の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 8 項）が含まれるプロジェクトではないこと。

<sup>\*</sup>車両：道路運送車両法第 2 条第 2 項に規定する自動車とする。

#### 4. 企画提案内容

項目	企画提案内容
①プロジェクトのテーマ	○地域公共交通、観光振興、物流など、具体的に設定
②プロジェクトの目的	○本プロジェクトを通して実現する将来像、検討する新たなモビリティサービスや解決する社会課題等
③プロジェクトの事業化イメージ	○事業化イメージ <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体、事業採算スキーム（費用、収益の見込み等）、ビジネスモデル、事業化の目途</li> <li>・自動運転技術と連携して実施する将来的なサービスビジョン</li> <li>・事業化に向けたロードマップ</li> <li>・各年度における実施内容、検証計画（PDCA サイクルの実施計画等）</li> </ul> ○使用する車両 <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する車両とサービスコンセプトとの整合性</li> </ul> ○サービスの付加価値や高度化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT 技術の活用や MaaS、コネクティッド、シェアリング等の新たなサービスの考え方、取入れ方</li> </ul>
④事業化に向けたこれまでの取組	○事業化の検討状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・2018 年度以前の取組状況</li> </ul>
⑤2019 年度のプロジェクト内容	○将来の事業化を目指すにあたり、2019 年度に予定するプロジェクト内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実証実験の実施場所および期間</li> <li>・実証実験の実施内容（車両、サービス、走行ルート等）</li> <li>・実証実験の安全対策手法</li> <li>・自動運転技術と連携して実施するサービスの内容</li> <li>・2019 年度実証において、明らかにしたい課題</li> <li>・採算性の評価および課題抽出、検証に向けた調査計画</li> <li>・プロジェクト実施に向けて想定される課題</li> <li>・実証実験準備、プロジェクトに関する工程計画 等</li> </ul>
⑥実施体制	○プロジェクトの実施主体、実施体制 ○区市町村や関係者との調整状況 例) 区市町村（自治体担当者への事前協議・周知等） 交通管理者（協議の実施予定、協議内容等） 道路管理者（協議の実施予定、協議内容等） 旅客自動車運送事業者（路線の競合、営業補償、発着所等） 物流事業者（配送内容、配送地域等） 等
⑦予算計画	○プロジェクトの費用見積（経費内訳書の作成） <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクト全体に係る費用の概算総額（プロジェクト支援費を含む概算総額）を示してください。</li> <li>・そのうち、プロジェクト支援費で支出する経費についての具体的な内訳を示してください。</li> </ul>

## 5. 評価基準

項目	評価基準
①先進性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動運転技術を活かした事業化に有効な ICT 技術等の先端的技術（自動運転技術そのものを除く）が活用されているか</li> <li>・自動運転技術に加えた MaaS、コネクティッド、シェアリング等の検討に資するか</li> </ul>
②具体性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクトの目的が明確か</li> <li>・事業性の計画やその検証に向けた計画が適切か</li> </ul>
③実行性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクトの実施計画（運行計画や工程、経費等）が明確になっているか</li> <li>・ビジネスモデルにおける事業実施主体や役割分担が明確か</li> </ul>
④安全性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両技術に適した走行環境を満たす提案となっているか</li> <li>・車内における安全管理方法が適切か</li> </ul>
⑤継続性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業化に向けたロードマップが的確に示されているか</li> <li>・これまで事業化に向けた取組を実施してきたか</li> </ul>
⑥社会性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業化した際の社会的効果を想定しているか</li> <li>・将来的なサービスの事業化において、現行法制度に関する課題について記載があるか</li> </ul>

## 6. 申込について

希望票の受付	2019年4月10日（水）14時から2019年4月23日（火）12時まで
企画提案書の受付	2019年4月23日（火）12時から2019年5月10日（金）16時まで
プロジェクト選定	2019年5月下旬～6月上旬を予定

## 7. 説明会について

公募要領についての説明会を開催します。応募にあたっては、説明会に必ず出席してください。

### ○開催日時

2019年4月12日（金） ・13：30～ ・15：30～  
 2019年4月16日（火） ・13：30～ ・15：30～  
 2019年4月17日（水） ・13：30～ ・15：30～

### ○場所

日本工営株式会社 共同ビル 会議室（別紙参照）  
 住所：〒102-0083 東京都千代田区麹町4丁目2番地

○出席者

各応募者2名以内

○説明会の申込、日程調整

説明会の申し込みは、電子メールにて受け付けます。メール件名に「自動運転技術を活用したビジネスモデルの構築に関するプロジェクト説明会申込」と記載の上、本文に連絡先（会社名（部署名）、氏名、Eメールアドレス、電話番号）、参加希望日時を明記してください。参加希望日の前日16時までにご連絡ください。

▼メール送付先：実証実験事務局（日本工営株式会社）

E-mail: [ml-autonomous-car-tokyo@dx.n-koei.co.jp](mailto:ml-autonomous-car-tokyo@dx.n-koei.co.jp)

公募要領や実証実験のプロジェクト選定方法等、公募の詳細は、以下からご確認ください。

▼自動運転技術を活用したビジネスモデルの構築に関するプロジェクト HP

URL : <http://autonomouscar-tokyo.jp/>

以上

—お問合せ先—

日本工営株式会社 経営企画部 コーポレートコミュニケーション室

TEL :03-5276-2454 Email : [c-com@n-koei.co.jp](mailto:c-com@n-koei.co.jp) ホームページ : <http://www.n-koei.co.jp/>